## 感染症による「保育園登園停止期間の基準」について

保育園では、お子さんが感染症にかかった場合、本人の健康回復と周囲の子どもたちへの感染予防のため、登園を遠慮していただいております。

医師の診断や治療を受けられて、病気が治り、または軽快して、他の園児にうつすおそれがなくなりましたら、医師より裏面の「登園許可証」を記入してもらい、お子さんを登園させるようにしてください。

\* 次の病名のときは、登園を遠慮していただきます。

医師より「登園許可証」を記入してもらってください。

区分	病 名	登園停止期間の基準
第2種	・インフルエンザ	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 3
		日を経過するまで
	・百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗
		菌性物質製剤による治療が終了するまで
	・麻疹(はしか)	発疹に伴う発熱が解熱した後3日経過するまで
	・風疹(三日はしか)	発疹が消失するまで
	・流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後
		5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるま
		で
	・水痘(水ぼうそう)	すべての発疹痂皮(かさぶた)になるまで
	・咽頭結膜熱(アデノウイルス)	主要症状が消退した後2日経過するまで
	- 結核	病状により医師において感染のおそれがないと
		認めるまで
	- 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師において感染のおそれがないと
		認めるまで
第3種	・流行性結膜炎(はやり目)	医師により感染のおそれがないと認めるまで
	• 急性出血性結膜炎	医師により感染のおそれがないと認めるまで
	・腸管出血性大腸菌(0-157,0-26)	医師により感染のおそれがないと認めるまで

\*次の病名のときは、症状が重いときや発生や流行の動向によって、医師による登園許可の判断が必要になる場合があります。登園するときに「登園許可証」の提出が必要か否かは医師の指示に従ってください。

区分		病名	
	• 溶連菌感染症	▪感染症胃腸炎	・手足口病
第3種	・ヘルパンギーナ	・マイコプラズマ肺炎	・伝染性紅班(リンゴ病)
その他	・伝染症膿痂疹(とびひ)	・伝染性軟ぞく腫(みずし	<b>ハ</b> ぼ)
	・RSウイルス	・アタマジラミ	

〇上記の基準は「学校保健安全法施行規則」に準じています。

### 専門 医様

現在、かかっている病気が治癒し、または軽快して、他の園児にうつす恐れがなくなりましたら、お手数でも保護者に保育園へ「登園してよい」旨の指導をお願いいたします。 また、下記の「登園許可証」にご記入をお願いします。

.....

# 登園許可証

#### 保護者記入欄

保育園 組 氏名

下記の感染症に罹患しましたが、本日の診察では集団生活に支障がないと認められます ので、下記の期日より保育園に登園して差し支えありません。

## 病 名(主治医記入欄・・・該当に〇をお願いします。)

感染症の区分	病	名	
	・インフルエンザ	• 百日咳	
	・麻疹 (はしか)	・風疹(三日はしか)	
第2種	・流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	・水痘(水ぼうそう)	
	・咽頭結膜熱(アデノウイルス)	・結核	
	- 髄膜炎菌性髄膜炎		
笠 0 種	・流行性角結膜炎(はやり目)	・急性出血性結膜炎	
第3種 	・腸管出血性大腸菌 (0-157、0-26 など)		
	• 溶連菌感染症	• 感染症胃腸炎	
第3種	• 手足口病	・ヘルパンギーナ	
	・マイコプラズマ肺炎	・伝染性紅班(リンゴ病)	
その他	・伝染症膿痂疹(とびひ)	・伝染性軟ぞく腫(みずいぼ)	
	・RSウイルス	・アタマジラミ	

#### \*第3種その他の感染症について

上記の病気にかかり、症状が重いときやそのときの発生や流行の大きさによって登園 停止が望ましい場合は、保護者に説明のうえ、ご記入をお願いします。

登園しても良いと認められる月日 令和 年 月 日から

**登園後の注意事項**令和 年 月 日

医療機関名医 師 名